



幼稚園制度審議会を、

そして文部省に幼稚園課を、

多田 鉄雄

「今後の方向」　わが国の幼稚教育機関が諸外国にくらべて必ずしも劣るものでないことは、すでに識者によつて指摘されてゐるところである。しかしあが国をも含めて諸外国の現状を概観すると、ほぼ四つの類型に分類することが出来る。すなはち幼稚教育

機関と言ふか、幼稚保育機関と言ふか、かかるものを、第一はたとえはアメリカ、イギリス、ノルウェーのように教育を主眼とする施設として、換言すればいわゆる幼稚園すなはち教育施設として取り扱つているものと、第二はたとえはドイツ、デンマークのように保護を主眼とする施設として、換言すればいわゆる保育所すなはち社

して、それぞれに独自の施設を設け、前者により多く保護的意義を、後者により多く教育的意義をおくものとである。

しかも上にあげた各国といえども長い以前からこの状態をつづけてきたものでは必ずしもないものもあり、さらに現状にあきたらず、よりよい就学前施設の実現を目指していところも少なくない。であつて、これらを通觀して全体的に眺めれば、幼稚前期と幼稚後期を区別し、幼稚前期には保護的意義を多く認めるとともに、後者に対しては保護的機能と教育的機能の両者をともにはたさせる施設に持つていくことが、ひとしく目指されている方向であると言える。わが国においても、すでに論じつくされているとさえ言つてもよい幼稚園・保育所一元化の論議は、あるいは現在おかれている状態を考慮したる反対論が聞かれるにしても、究極的には一元化さるべき同盟、アメリカ、イギリスのように幼稚前期と幼稚後期に区别

き問題であると考えられているし、またそのように考えてこそ、世界の大勢にも副うものと言つてることが出来る。

しかしそれならばそれで、たとえ現在においてはそこへ到達する以前に解決されるべき問題が山積しているにせよ、否むしろ解決されるべき問題が多ければ多いほど一層明確に右にのべたような目標が確立されなければならぬことであろう。

「わが国の幼稚園の事情」

そもそも学校教育法は幼稚園の在り方を律する基本の法である。しかし現行の学校教育法の中では、かかる目標は明示されていないのみならず、かかる目標を示唆さえしていない。このことが児童教育に関する國の教育行政があるいは目先の問題のみに着眼したり、とりつき易い、またはより根本的な問題からはずれた方策のみに終始する弊を免かれ得ない場合も生じさせるのであるまい。

城戸氏、山下氏も指摘するように、学校教育法立案当時は幼稚園・保育所の一元化、ないし両者の有機的関係の確立が企図されていたのであるが、占領軍司令部の内部のセクショナリズムと、わが国の官序間のセクショナリズムが相俟つて、ついに妥当な解決点に到達し得ない内に、先ず児童福祉法が生まれてしまい、したがつて幼稚園も現在のような形で学校教育法で規定されるに至つたのである。この点からすれば幼稚園制度は未解決の問題を内蔵しながら学校教育法の中に一応取り入れられたものと言うべきであつて、このような事情であるかぎり、学校教育法を施行していく当事者、すな

わち國の教育行政当局は、何よりもこの解決をつねに念頭におきながら進まなければならぬはずであったわけである。戦後最初の「保育指導要領」が編集され、そこでは幼稚園と保育所の両者が共通の地盤に立つものとの立場がとられていた事実は、まさに学校教育法実施直後の右の編集関係者が、國の教育行政当局をも含めて幼稚園・保育所問題の解決を念頭においていたことの証左にほかならないのである。

またこの頃に出された保育所指導書において厚生省の当該課長が「幼稚園と保育所の一元化は将来に見込まれるべき事柄であるが、現在においては、その解決策として、保育所にして幼稚園の教育をも担当しようとするものは幼稚園の認可も受け、いわば二枚看板でもつて幼稚保育に当ればよい」という意味のことを表明しているのも、これを裏付けている。

当時の刷新委員会の委員として同法立案に参画した故倉橋氏は繰返し繰返し次のように語られていた。「幼稚園は学校とは異なる性格を持つものであるから学校体系の一環とすることは必らずしも妥当でないかも知れない。しかし永年の文部省を見てきてると、学校の問題には本腰を入れるが、幼稚園のことは等閑に付してゐる。大正十五年に折角独立した幼稚園令の制定までに漕ぎつけたが、令制定までは努力してくれたが、出来上つてしまつと、もうそれ切りでほとんど放置してしまつてゐる。それ故に、幼稚園を学校の一種として学校教育法の中に入れておけば、これからはつねに幼

幼稚園のことも文部省が考えてくれると思うし、都合のよいこともあらうと、学校教育法の中に入れることに努力している」と。まさにその通りであって、明治・大正・昭和にかけて文部省が幼稚園に関して実質的な調査・研究をおこない、幼稚園の実状を紹介したのは昭和十七年刊行の「幼児保育に関する諸問題」一編があるのみであり、こうした文部省の態度を岡田正章氏は「幼稚園令（大正十五年）成立事由の一考察（人文学報、昭和三五年三月号所載）」で明確に描出している。

このような事情のもとに成立した学校教育法の幼稚園であるが故に、解決されるべき諸問題が法制定当時から当然見込まれなければならなかつたわけである。特に保育所との問題、幼稚園の特殊性の問題など。

まず幼稚園制度は他の学校制度に比して未発達であり、したがって特に将来の在るべき姿を構想しながら育成・助長されねばならぬ性質のものであるということである。一時の幼稚園ブームは別として、また遊休校舎の転用による便宜的な幼稚園新設など論外として、本来的に幼稚園の普及・育成が不斷に努力されねばならないはずのものであった。

幼稚園設置基準が如何なる事情にもとづいて作り出されたかについては、ここではあえて述べないが、少なくともこれが幼稚園の普及・育成の方向に矛盾するか否かについては極めて疑問のあることだけは確かである。推測されるところの「設置基準」を作るに至つ

た事由に対しても、むしろもつと異なつた方策で善処すべきであつたと思われる。

幼稚園園費が激増すると一年保育優先を示唆しながら、年少幼児に対する方策は何らこれを取り上げなかつたり、「幼稚園指導要領」が、形式的には満三才以上の幼児を対象としながら、ここでは幼稚園教育と小学校教育との関聯が前面に出てきている故に、内容的には、ほとんど年長幼児が中心に考えられている点などは、将来的の幼稚園の在るべき姿の構想下でなされたものとは、少なくとも認めることは出来ないものである。

私立幼稚園について「当分個人の設置を認める」所以のものは、必ずしも近い将来において機械的に学校法人化すべきことを目途としたものでないことは、立案当時の事情や、幼稚園の特殊性を理解する者にとっては自明の理である。真に幼稚園を育成・助長する立場に立つならば、幼稚園は個人設置であつても学校教育法に規定されたる学校の一つであるという立て前を堅持して、あらゆる面で学校法人たると個人立たるとを問わず、みずから平等に幼稚園を取り扱うようにつとめるのみならず、他に対しても、たとえ大蔵省に対しても、税その他に關聯して、その趣旨をまず徹底すべきであろう。

もちろん「当分個人の設置を認める」の条は、最後まで個人立を認めようとするものでなく、将来において何らかの公的・人格たらしむる企図の存することは明らかである。しかしそのことは単純に学校法人化することとは、意味が異なることも指摘せねばならないで

ある。そもそも学校法人の規定が主としていかなる学校段階が主眼として立案されたか、また現行の学校法人規定がいかに幼稚園にそぐわないかは、一般的のひとしく認めているところである。その点からすれば「当分個人の設置を認める」の「当分」とは、学校法人の特殊例を幼稚園に適合させて立案するか、さらに端的に言えば、各種学校に対する準学校法人があるように、幼稚園に対しては幼稚園法人なるものを立案するかして、「これを制定するまで」と解することが妥当であるとさえ言える。

幼稚園教員に関しては、その養成や指導助言についてはここでは言わぬとして、一例をあげれば幼稚園教員も教諭であるが故に、小学校以上の教諭と一應同一視され——しかも俸給は一般にはるかに低く——ている。しかし幼稚園教員は午前八時から午後二時までが広義の保育時間であれば、その間は一分一秒の休み時間も持たないし、持てないのである。そして保育時間以後は学校の理科担当教員が、実験の後片付けや、翌日の実験準備に忙殺されると同じような、後片付けや翌日の準備の仕事が待っているのである。こういつたことに対する配慮一つをとっても、これをうかがうことは出来ないのである。

「幼稚園制度審議会を!! そして文部省に幼稚園課を!!」このように見えてくると、現在の幼稚園に関する国の教育行政は、單に学校教育法の規定の表面的把握のみにとづいておこなわれており、未解決の問題や、立案・制定の際に関係者の間に認識されていたと

この学校教育法の奥にひそむ精神が等閑に付せられていると見なければならないであろう。それ故に、ここに幼稚園制度審議会の如きものを設けて、解決すべき諸問題を明確にするとともに、将来幼稚園の在るべき姿の構想を明白化すべきであると提唱する。

また幼稚園の問題は右に述べたように未解決の問題を多くかえているが故に、専門に、かつ不斷にこれに對処していく独自の教育行政部課が必要であり、それ故に初等教育課から独立した幼稚園の設置を提唱する。文部省の大学課が十数年にわたり同一の課長によつて運営されているという異例は、旧制大学が新制大学に生まれ変わり、成長していくためには、旧制大学、専門学校についても専門の知識と識見を持ち、同時に新制大学についてもその理念の正しい理解と識見を持ち、しかも長期にわたつて不斷に努力していかねばならなかつたからであつて、まさに幼稚園の問題は全く同じ事情にあると断言することが出来る。殊に保育所の問題をも同時に考えていかねばならぬとしたら、決して一課の一係の事務官の担当にまかせ得るような小さな問題ではないのである。

右とは別に私立幼稚園団体では幼稚園の将来の發展のために制度調査研究委員会を設置して独自に研究を進めているが、国公立の幼稚園団体も同様に将来の幼稚園制度を考える機関を設置することが希望される。かくてこれらの機関の研究の成果が、幼稚園制度審議会、国の幼稚園行政の中に正当に摂取されていくことを願うものである。